

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																														
札幌心療福祉専門学校		平成8年11月28日		熊谷 修司		〒 064-0822 (住所) 札幌市中央区北2条西20丁目2-28 (電話) 011-643-8241																														
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																														
学校法人西野学園		昭和43年1月10日		前鼻 英蔵		〒 063-0034 (住所) 札幌市西区西野4条6丁目11-15 (電話) 011-661-6514																														
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																														
教育・社会福祉	専門	精神保健福祉科		平成6(1994)年度	—	平成27(2015)年度																														
学科の目的	本校の精神保健福祉科は、学校教育法に基づき、精神保健福祉・社会福祉分野の教育を基盤とするソーシャルワーカーの育成を目指す。その為に本校では、講義、演習、実習の学習を通し様々な知識や技術を習得させるとともに、将来にわたり社会に貢献できる人材の育成を目指し教育を行う。																																			
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	<ul style="list-style-type: none"> 取得可能な資格: 社会福祉主事任用資格 精神保健福祉士(卒業後、実務経験1年により受験資格を取得) 社会福祉士(卒業後、実務経験1年により受験資格を取得) 中退率 11.9% 																																			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技																												
3年	昼夜	※単位数、単位いずれかに記入	2,630 単位数	1,535 単位数	615 単位数	480 単位数	0 単位数	0 単位数																												
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)																																
120人	40人	0人		0%																																
就職等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ■卒業者数(C) : 17人 ■就職希望者数(D) : 15人 ■就職者数(E) : 15人 ■地元就職者数(F) : 13人 ■就職率(E/D) : 100% ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 87% ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 88% ■進学者数 : 1人 ■その他 <p>(令和4年度卒業者に関する令和5年5月1日時点の情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) ・精神関連の障害福祉サービス事業所 ・知的障害者に関する施設 ・児童に関する施設 ・高齢者に関する施設 																																			
第三者による学校評価	<ul style="list-style-type: none"> ■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 <p>評価団体: _____ 受審年月: _____</p> <p>評価結果を掲載したホームページURL: _____</p>																																			
当該学科のホームページURL	URL:https://nishino-g.ac.jp/																																			
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	<p>(A: 単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>2,630 単位数</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>480 単位数</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位数</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>2,630 単位数</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>270 単位数</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位数</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位数</td></tr> </table> <p>(B: 単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位</td></tr> </table>								総授業時数	2,630 単位数	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	480 単位数	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位数	うち必修授業時数	2,630 単位数	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	270 単位数	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位数	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位数	総授業時数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位	うち必修授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位
総授業時数	2,630 単位数																																			
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	480 単位数																																			
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位数																																			
うち必修授業時数	2,630 単位数																																			
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	270 単位数																																			
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位数																																			
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位数																																			
総授業時数	単位																																			
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位																																			
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位																																			
うち必修授業時数	単位																																			
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位																																			
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位																																			
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位																																			

教員の属性（専任教員について記入）	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	1人
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2人
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1人
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人
	計	0人
	上記①～⑤のうち、実務家教員（分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定）の数	4人

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

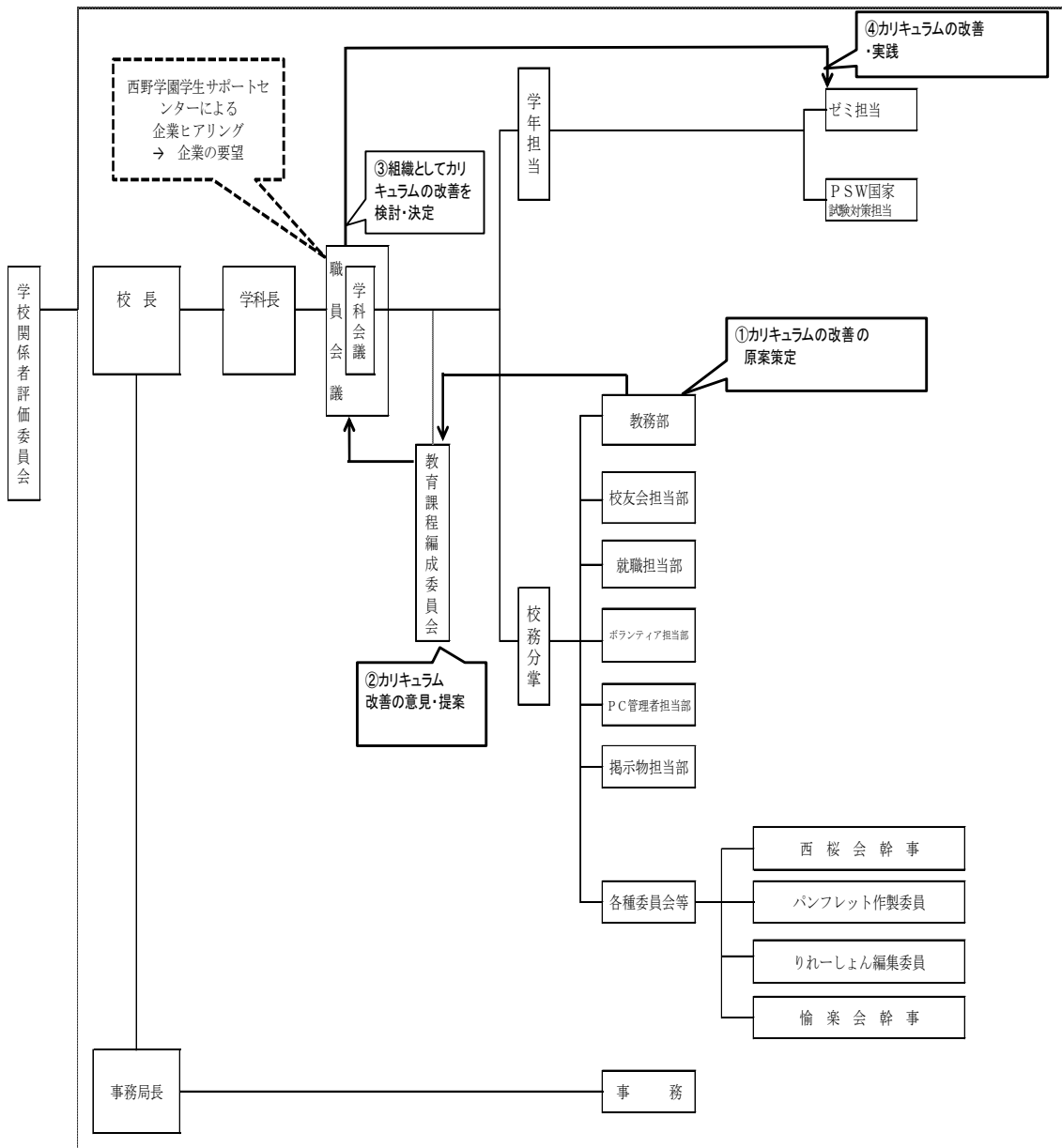
(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

教育課程の編成は(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む)、関係法令を順守し編成されなければならない。本校では、前述の事はもちろん、学生の実態・企業の要望を把握し教育課程編成委員会において慎重な議論を行い、決定される。

特に企業の要望については、西野学園本部学生サポートセンターが数カ月にわたり企業へのヒアリングを実施し、その結果を学科会議で報告、全教職員にフィードバックする仕組みを構築し教育課程の編成に反映させている。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記



(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年8月1日現在

名前	所属	任期	種別
三上 智史	株式会社 dispo. 代表取締役社長 就労継続支援B型事業 キャラバンス アット ディスポ 施設長	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日(2年)	③
大濱 伸昭	日本集団精神療法学会会員	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日(2年)	②
熊谷 修司	札幌心療福祉専門学校 校長		
飯島 英幸	札幌心療福祉専門学校 精神保健福祉科 学科長		
佐藤 誉匡	札幌心療福祉専門学校 精神保健福祉科 主任		
幡 直人	札幌心療福祉専門学校 精神保健福祉科 副主任		

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「-」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、12月)

(開催日時(実績))

第1回 令和4年 6月17日 13:00～15:00

第2回 令和4年12月16日 13:00～15:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

学校教育において重要なことの一つにPDCAのサイクルがある。このサイクルを通して学校教育の改善が進む。そのためには、校内での意見交換をはじめ、外部の方々からの意見の傾聴は大切である。

委員からの具体的な意見と活用状況は次の通り

○委員からの具体的な意見について

実習をオンラインで受け入れた経験から学生の関わりが不十分な面があったように感じている。受け入れ先の考えもあると思うが、直接、実習先にて実習を実施していくことができるなら学習効果も高いためとの助言をいただいた。

○活用状況について

実習においては実習の受け入れ先の考えもあり、無理にはお願いできないが、オンラインよりは対面での実習の方が学習効果は高いため、実習先と連携しながら、対面での実習ができるよう調整していき、対面での実習を実現できている。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

ソーシャルワーク(社会福祉)実習は、厚生労働省から通知されている「社会福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針」に則り展開し、下記の5項目を基本方針としている。

- 1 現場体験を通じて社会福祉士として仕事をする上で必要な「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」の内容の理解を深める。
- 2 「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」を実際に活用し、相談援助業務に必要となる資質・能力・技術を習得する。
- 3 職業倫理を身につけ、社会福祉士としての自覚に基づいた行動ができるようにする。
- 4 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。
- 5 関連分野の専門職との連携及びその具体的内容を理解する。

本校の授業での講義に加え、実際の現場での実習を実施することにより、さらに専門職の知識・技能の習得や社会福祉分野について理解を深められることになる。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

本校は1年次の9月に高齢者施設、知的障害者施設、児童関連施設など(40時間)・2年次の10月に高齢者施設、知的障害者施設、児童関連施設など(184時間)におけるソーシャルワーク実習を実施している。

ソーシャルワーク実習を実施する前年度の10月頃から実習の受け入れの依頼を行い、その際実習の内容等の確認をする。実習先に学生の配置が決定後、本校から実習先へ学生の情報を実習先へ連絡し、学生は実習の目標やその目標を達成する方策を記載した実習計画書を持ち実習の1~2カ月前に実習指導者と面談を実施する。

1年生は1週間で終了し、2年生の実習が開始すると、第1週目の金曜日は帰校日として担当教員は学生から実習の内容等について確認し、実習指導を行う。第2・3・4・5週目は担当教員が各実習先へ訪問し、実習指導者と学生に面談し実習の進捗状況などの確認し連携を図っている。

1年次の実習後は、報告書の作成と実習報告会を実施する。2年次の実習後は実習の成果や今後の課題についてまとめ実習報告集を作成し、全校生徒と実習先へ配布する。また、実習の成果の発表の場として実習報告会(パワーポイント使用)を実施し、実習指導者の方にも案内し参加して頂いている。

さらに、2年次の実習報告会後に実習指導者会議を開催し、ソーシャルワーク実習について意見交換し次年度以降の実習指導の参考としている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
ソーシャルワーク実習	実習を通して各自が社会福祉士としての自己の資質を高め、専門職としての知識や技術の定着を図る。	・社会福祉法人 西平和会 特別養護老人ホーム 五天山園・社会福祉法人 湊仁会 介護老人福祉施設 西円山敬樹園・社会福祉法人 北海道友愛福祉会 養護老人ホーム 江別盲人養護老人ホーム 恵明園・社会福祉法人 義弘会 生活介護事業所 光友園・社会福祉法人 はるにれの里 生活介護事業所 ほしのみ・社会福祉法人 札幌三和福祉会 障がい者支援施設 三和荘・社会福祉法人 札幌報恩会 障がい者支援施設 グリーンホーム厚別・社会福祉法人 札幌育児園 児童養護施設 札幌育児園・特定非営利活動法人 発達支援サポーターズコンチェルト 障害児通所支援施設 児童デイサービス コンチェルト

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

本校は教職員研修規程により、関連分野における最新の知識・技能等を習得するための教職員の研修等に組織的・継続的に取り組んでいる。年度初めに教職員全員の研修年間計画を作成し提出するほか、必要により校長の命によって研修を指示する場合も研修費用は学校がバックアップし全体のレベルアップに努めている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 「令和4年度 ジョブコーチ養成研修」	連携企業等: NPO法人なよろ地方職親会
期間: 5月21日(土)~5月30日(月)	対象: 専任教員
内容: 「職場適応援助者(ジョブコーチ)による援助の実施に関し、必要な知識及び技能の習得」	
研修名: 「よこすか・みうら岬工房・神奈川県立津久井浜高校」視察	連携企業等: パーソルサンクス・神奈川県
期間: 8月2日(火)~8月3日(水)	対象: 専任教員
内容: 農福連携・インクルーシブ教育の取り組みについて	
研修名: 「さんさん山城・京都府健康福祉部」視察	連携企業等: 京都聴覚言語障害者福祉協会・京都府
期間: 8月17日(水)~8月19日(金)	対象: 専任教員
内容: 農福連携の取り組みについて	
研修名: 「カゴメ野菜生活ファーム」視察	連携企業等: 株式会社カゴメ
期間: 8月22日(月)~8月23日(火)	対象: 専任教員
内容: 農福連携の取り組みについて	

研修名:	「令和4年度第1回文部科学大臣認定「職業実践専門課程」に係る研修会」	連携企業等:	北海道私立専修学校各種学校連合会
期間:	8月2日(火)	対象:	専任教員
内容	コーチングの理論とその活用について		
②指導力の修得・向上のための研修等			
研修名:	「目標管理研修」	連携企業等:	
期間:	5月10日(火)	対象:	教職員
内容	目標管理について		
研修名:	「新S2研修会」	連携企業等:	
期間:	6月7日(火)	対象:	教職員
内容	「職位別研修」		
研修名:	「S3研修会」	連携企業等:	
期間:	6月7日(火)	対象:	教職員
内容	「職位別研修」		
研修名:	「S1・S2研修会」	連携企業等:	
期間:	8月4日(木)	対象:	教職員
内容	「職位別研修」		
研修名:	「評価者研修会」	連携企業等:	
期間:	8月30日(金)	対象:	教職員
内容	「人事評価について」		
研修名:	「夏季教職員研修会」	連携企業等:	
期間:	8月30日(金)	対象:	教職員
内容	「職業教育におけるキャリア教育の必要性」		
研修名:	「冬季教職員研修会」	連携企業等:	
期間:	1月12日(火)13日(水)	対象:	教職員
内容	「2023年度の方針について」		
研修名:	「評価者研修会」	連携企業等:	
期間:	2月7日(火)	対象:	教職員
内容	「人事評価のポイントについて」		
研修名:	「春季教職員研修会」	連携企業等:	
期間:	3月28日(火)	対象:	教職員
内容	「合理的配慮の基本について」		
③研修等の計画			
①専攻分野における実務に関する研修等			
研修名:	「農福連携技術支援者育成研修」	連携企業等:	北海道農政部
期間:	7月11日(火)～7月14日(金)	対象:	専任教員
内容	「農福連携技術支援者(農業版ジョブコーチ)による援助の実施に関し、必要な知識及び技能の習得」		
②指導力の修得・向上のための研修等			
研修名:	「S3S4研修」	連携企業等:	
期間:	6月6日(火)	対象:	教職員
内容			
研修名:	「令和4年度第1回文部科学大臣認定職業実践専門課程に係る研修会」	連携企業等:	北海道私立専修学校各種学校連合会
期間:	8月2日(火)	対象:	専任教員
内容			

研修名: 「S1S2研修」 期間: 8月30日(水) 内容	連携企業等: 対象: 教職員
研修名: 「夏季研修会」 期間: 8月30日(水) 内容	連携企業等: 対象: 教職員
研修名: 「M職研修」 期間: 9月13日(水) 内容	連携企業等: 対象: 教職員
研修名: 「令和4年度第2回文部科学大臣認定 職業実践専門課程に係わる研修会」 期間: 12月中 内容	連携企業等: 北海道私立専修学校各種学校連合会 対象: 専任教員
研修名: 「冬季教職員研修会」 期間: 1月15日(月)16日(火) 内容	連携企業等: 対象: 教職員
研修名: 「評価者研修」 期間: 2月6日(火) 内容	連携企業等: 対象: 教職員
研修名: 「春季教職員研修会」 期間: 3月26日(火) 内容	連携企業等: 対象: 教職員

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、学校関係者として卒業生らとともに、各専攻分野企業等から委員が参画した学校関係者評価委員会を設置。

特に、企業等との密接な連携による取組みを重要と考え、学校評価を通じた組織的・継続的な教育活動等の改善を基本方針と考えている。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1 理念・目標・育成人材は定められているか 2 社会のニーズ等を踏まえた学園の構想を抱いているか 3 理念・目的・育成人材像・特色などが学生・保護者等に周知されているか
(2) 学校運営	4 目標等に沿った経営方針が策定されているか 5 経営組織は明確にされ、有効に機能しているか 6 情報システム等による業務の効率化が図られているか 7 学校内総合力を高めるための連携と協働体制の確立が図られているか 8 教育活動に関する情報公開が適切になされているか
(3) 教育活動	9 教育理念・育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか 10 学校行事の適切な企画、円滑な運営がなされているか 11 授業規律を確保し、指導体制の立て直しが図られているか 12 関連分野の企業、関連施設等、業界団体等の連携により、教育課程の作成、見直し行われているか 13 成績評価、単位認定の基準は明確になっているか 14 授業評価の実施、評価体制があるか 15 職員の能力開発のための研修が行われているか 16 クラス担任と教科担任の連携を密にし、学生の実態にあった指導法の確立に努めているか

(4)学修成果	17 就職率の向上は図られているか 18 退学率の低減は図られているか 19 卒業生・在校生の社会的な活動及び評価を把握しているか
(5)学生支援	20 学生相談に関する体制は整備されているか 21 学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか 22 保護者と適切に連携しているか 23 卒業生への支援体制はあるか 24 ロングホームルームなどを効果的に活用し、職業観の育成に努めているか 25 社会のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか 26 学生が自己理解、自己啓発、自己実現をするための方策が整備されているか
(6)教育環境	27 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか 28 図書室利用の活性化が図られているか 29 防災に対する体制は整備されているか
(7)学生の受入れ募集	30 学生の募集は適正に行われているか 31 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか
(8)財務	32 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか 33 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか
(9)法令等の遵守	34 法令、専門学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか 35 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか
(10)社会貢献・地域貢献	36 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか 37 学生のボランティア活動を奨励・支援しているか
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者の評価結果や改善方策等のうち、特に企業等から参画した委員の意見については、学科のカリキュラムや授業等の作成・見直し、実習、教職員の研修等の教育活動やその他「教育理念・目的・育成人材像、学生支援」等学校運営の改善に活かせるよう考え取り組んでいる。

委員からの具体的な意見と活用状況は次の通り

○委員からの具体的な意見について

道庁農政部等の研修講師の派遣依頼があった場合、学生も一緒にその研修に参加し、教員が活躍している場面を見ることができ良い経験になると提案をいただいた。

○活用状況について

今後、北海道農政部の農福連携に関する研修講師依頼がある場合は引き受けていくことと、講師依頼がなくても、農福連携に関する研修など開催する場合、学生を研修に参加させて専門的知識を深めてもらう。引き続き、連携を図り関係性の構築につなげている。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和5年10月1日現在

名前	所属	任期	種別
大濱 伸昭	日本集団精神療法学会会員	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日(2年)	企業等委員
田中 尚幸	社会福祉法人 道北センター福祉会 道北ワークセンター	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日(2年)	卒業生
三上 智史	株式会社 dispo. 代表取締役社長 就労継続支援B型事業 キャラバンス アット ディスポ 施設長	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日(2年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://nishino-g.ac.jp/>

公表時期: 令和5年12月(予定)

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校の学生が、どのようなカリキュラムを通じて知識・技能・技術を習得しているのか、また、質の高い教育プログラムを提供するために、学校としてどのような工夫・改善に取り組んでいるのか等を具体的な教育情報を分かりやすく公表し、本校の特色ある教育活動を積極的に発信している。

さらに、本校の基本的な教育組織等に関する情報のほか、教育情報の積極的な公表を通じて、本校の教育の質の確保・向上を図ることが重要と考えている。以上のことを情報提供の基本方針として取り組んでいる。

(1)学校の概要、目標及び計画	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の教育・人材養成の目標及び教育指導計画、経営方針 ●校長名、所在地、連絡先等 ●学校の沿革、歴史
(2)各学科等の教育	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の教育・人材養成の目標及び教育指導計画、経営方針 ●校長名、所在地、連絡先等 ●学校の沿革、歴史
(3)教職員	●教職員数
(4)キャリア教育・実践的職業教育	<ul style="list-style-type: none"> ●キャリア教育への取り組み状況 ●実習等の取り組み状況 ●就職支援等への取り組み状況
(5)様々な教育活動・教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ●学校行事への取り組み状況 ●課外活動(ボランティア活動)
(6)学生の生活支援	●学生支援への取り組み状況
(7)学生納付金・修学支援	<ul style="list-style-type: none"> ●学生納付金の取り扱い(金額、納入時期等) ●活用できる経済的支援措置の内容等(奨学金、授業料減免等の案内等)
(8)学校の財務	●貸借対照表、収支計算書
(9)学校評価	<ul style="list-style-type: none"> ●自己評価、学校関係者評価の結果 ●評価結果を踏まえた改善方策
(10)国際連携の状況	
(11)その他	●学校運営の状況に関するその他の情報

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://nishino-g.ac.jp/>

公表時期: 令和5年10月1日

授業科目等の概要

(教育社会福祉専門課程 精神保健福祉科)																	
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携		
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任			
1	○		医学概論	多様な社会問題が増加する社会において、福祉と医療との連携は欠かせません。ソーシャルワーカーとして適切な支援、実のある他職種協働を目指すために医学に関する基本的な知識を習得するとともに、本人のみならず家族を含めた周囲の環境に注視した視点を習得することを目的とします。	1前	30	1	○			○			○			
2	○		心理学と心理的支援	人間の行動や対人関係において起きうる様々な事象を、心という観点から考える学問が心理学と云っていいでしょう。目に見えない心を測定、考察するための方法についての知見を概説します。ソーシャルワーカーとして活動する際に被援助者を理解する助けとなると思います。難解に感じられる用語が頻出しますが、具体的な例を挙げて説明します。	1通	60	2	○			○				○		
3	○		社会学と社会システム	精神保健福祉士・社会福祉士には、社会生活を営む上で困難を抱えている人々の生活を支援することが求められます。そのような困難を個人の側からではなく社会の側から明らかにしようとする社会学を学べば、生活上の困難が生み出される背景をより広い見方から理解することができるようになります。この授業では、こうした社会的なものを見方を身に付けるとともに、社会学の基本的知識を学ぶことで、現代社会についての事実に基づいた正しい理解を形成し、現代社会の問題を解決する基礎的な力を養うことをねらいとします。	3前	30	1	○			○				○		
4	○		社会福祉の原理と政策	さまざまな福祉課題が話題になる現代では「福祉」や「社会福祉」という言葉をよく耳にするようになりました。しかしそれらの構成要素や歴史的展開、成り立ちや考え方などは正確に捉えられていないことが多いかもしれません。本講義では、社会福祉の理念、理論や制度・政策など、日本のみならず諸外国の歴史的展開について概説し、現代に至る社会福祉の成り立ちを学びます。また、日本における社会福祉制度の仕組みを理解し、福祉専門職として実践するにあたり必要な知識の習得を目指します。	1通	60	2	○			○					○	

5	○		社会福祉行政論	1990年代以降、従来の福祉実践は国が示す方針を前提としてさまざまな支援を行ってきたのに対して、福祉計画の時代においては、市町村を舞台とし住民参加のもとに、福祉計画の枠組みを作成することとなります。これに伴い、福祉専門職には、現場実践における専門性のみならず、計画策定における専門性が求められるようになり、サービスの実施と評価を含む計画全体の運営などについて理解します。	3前	30	1	○			○	○		
6	○		社会福祉調査の基礎	社会福祉士国家試験受験で必要になる専門知識としての社会調査の意義と目的、統計法の概要、社会調査における倫理や個人情報保護、量的・質的調査の方法、福祉現場で必要となる研究論文作成の仕方を理解した上で知識として獲得します。	3後	30	1	○			○		○	
7	○		ソーシャルワークの基盤と専門職	社会福祉士および精神保健福祉士の法的な位置づけを知り、ソーシャルワークの基盤となる考え方やその形成過程、ソーシャルワークの価値規範と倫理について学びましょう。	1前	30	1	○			○		○	
8	○		ソーシャルワークの理論と方法	多様化してきているニーズの対応に相談援助していく上で、展開過程について受理面接にはじまり終結にいたるまでの一連の流れを理解します。その多様化しているニーズは、その課題にのみ焦点をあてて問題解決は図るのではなく、その人を取り巻く環境も視野に入れ、人と環境の相互作用の概念を理解します。また、人の価値観や環境や社会資源は時代と共に変化しており、最新情報を取り入れながら、実践イメージがつくよう授業を展開していきます。	1通	60	2	○			○		○	
9	○		地域福祉と包括的支援体制	みなさんは、自分の住む地域の町内会行事に参加したことがありますか。町内会も地域福祉を実現する上で大切な存在です。このように身近なところから、テキストを通じてどんどんイメージを広げていきましょう。地域福祉の歴史的展開、行政と住民の協働システムづくり、地域福祉を推進する方法論としてのコミュニティソーシャルワーク機能、地域自立生活支援のためのトータルケアについて事例や具体例とともに学びます。	1通	60	2	○			○		○	
10	○		社会保障Ⅰ	現在では、人口の高齢化、経済の低成長、雇用の不安定化など社会が大きく変化する中で、社会保障は大きく変質しつつあります。こうした社会保障の基盤が変化する中で、新たなニーズへの対応と制度の持続性の確保のために、数多くの課題に対応していかなければなりません。その課題に対応できる知識を身につけます。	1後	30	1	○			○		○	
11	○		社会保障Ⅱ	ソーシャルワーカーの重要な役割の一つは、利用者が望む支援をつなげることです。この授業ではより大きな社会保障という枠組みで社会資源について概説します。同時に、実務的なレベルでも使える各種制度の知識を習得することを目的とします。	2前	30	1	○			○		○	

12	○		障害者福祉	近年の障害者に関する制度や支援の取り組みは、大きく変わりました。障害の種別毎に分かれていた制度も、一元化した制度へ改正されました。また、障害者自身が制度の策定に関わるようになっていきます。この授業では、それらの歴史を踏まえ、障害者を取り巻く状況と支援のあり方について、理解を深めていきます。	1 通	6 0	2	○			○		○
13	○		権利擁護を支える法制度	高齢化を迎えた日本において重要度を増している成年後見制度を中心に、我々の社会を取り巻くいろいろな権利擁護の支える法律や制度を理解することを授業の目的とします。	2 前	3 0	1	○			○		○
14	○		刑事司法と福祉	近年の犯罪の動向によると、新受刑者で知的障害を疑われる者が3割を占めること、児童虐待等の検挙数の増加していること、刑法犯検挙人員のうち70歳以上の占める割合が顕著に増加していることが明らかになっています。これらの傾向から、犯罪・非行した者の多くが福祉的支援を必要とする背景がうかがえます。共生社会の実現に向けて、刑事司法と福祉における福祉的支援の理解を通して「排除のない社会」における福祉専門職の役割を考える契機とします。	3 後	3 0	1	○			○		○
15	○		ソーシャルワーク演習(共通)	ソーシャルワーク実習を行う前の学習として、自己覚知、基本的なコミュニケーション技術や面接技術など演習を通し理解するとともに専門職が必要な価値観についても修得します。また、他者とコミュニケーションをとりながら、より良い考えを出していくことに慣れ、3年間の学習を有意義なものにしていくための基礎を作ります。	1 前	3 0	1	○			○		○
16	○		福祉事務所運営論	福祉事務所の公的な性格と機能について理解し、福祉事務所の組織と各職種の業務内容、また、関係職種・機関との連携について学習し、今日的な課題の理解を深めます。	3 後	3 0	1	○			○		○
17	○		保健体育・レクリエーションⅠ	スポーツを通して心と体の健康づくりを目指すと共に、レクリエーションの展開技術を習得し、人とのつながりの大切さを学びます。	1 前	3 0	1	○			○		○
18	○		保健体育・レクリエーションⅡ	スポーツを通して心と体の健康づくりを目指すと共に、レクリエーションの展開技術を習得し、人とのつながりの大切さを学びます。	2 前	3 0	1	○			○		○
19	○		介護概論	講義や演習を通して介護の本質を理解し、医療・福祉・介護のフォーマルサービスと地域のインフォーマルサービスを調整し、地域で暮らすことを支援することは重要なことであり、学習を通して介護の目的や介護職員、他職種との連携について学んでいきます。介護過程の基本視点を学び、介護過程の一連のプロセスを通じて知識や経験の積み重ね、専門性を高めていくことの重要性を理解します。	1 通	6 0	2	○			○		○

20	○		経済学	この授業の目標は、経済の基本的なしくみとその成り立ちを理解し、それをベースにして、変化する現代の日本や世界の経済と社会を読み解く能力を身に付けることにあります。経済データの分析や経済学の基礎概念及び原理の学修を通じて、学生に現代経済社会をみる眼を養ってもらいます。	3 後	3 0	1	○			○								
21	○		ソーシャルワーク実習	講義や演習などで学んだ社会福祉に関する法律・政策などの知識を深めるために、実際の現場（福祉事務所）について理解を深める実習を受け、2年次のソーシャルワーク実習Ⅱ（社会福祉）へ繋げていけるようにします。	1 後	3 0	1			○		○							○
22	○		ソーシャルワークの基盤と専門職（社会福祉専門）	「ソーシャルワークの基盤と専門職」（1年前期）で学習した内容を踏まえ、本科目ではより社会福祉士の役割やソーシャルワークの対象について理解を深めます。様々な機関にいるソーシャルワーカーについて、ソーシャルワークの対象レベルについて、包括的な支援を行う意義や多職種連携等について学び、自分の中の社会福祉士像を作っていきます。	2 前	3 0	1	○			○								○
23	○		ソーシャルワークの理論と方法（社会福祉専門）	1年生で学んだ「ソーシャルワークの理論と方法」を踏まえ、より深くソーシャルワークにおける相談援助の理論と方法（援助関係の形成、面接技術、事例研究、災害時の対応等）を学び、その知識を具体的な事例の理解に応用できることを目指します。	2 通	6 0	2	○			○								○
24	○		福祉サービスの組織と経営	措置から契約への移行により、福祉領域にも「経営」の視点が求められることもあります。経済優先の経営とは異なりますが、福祉に生かせる要素があります。また、ソーシャルワーカーの労働環境を改善していくための組織のあり方について学びましょう。	3 通	6 0	2	○			○		○						
25	○		高齢者福祉	本講義では、現代社会における高齢者問題について理解を深めるとともに、高齢者の身体的・心理的特性について理解します。そして、高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要を理解していきます。また、高齢者福祉における支援活動について、各種制度・サービスを体系的に学び、そこに関わる専門職と支援体制・サービス提供組織等の実践活動の全体像を把握します。そのうえで、高齢者ケアの理念、施設と在宅のケアの歩みと現状・課題、地域ケアシステムの形成と課題について理解するとともに、介護の概念やその理念等について理解していきます。	1 通	6 0	2	○			○								○
26	○		児童・家庭福祉Ⅰ	近年、家族形態が変化し、それに伴って家族のもつ意味や家族の役割・機能も変化してきています。これらの変化は、人々の生活のあり方や意識にも影響を与え、血縁関係や地域社会における相互支援体制を弱体化させ、今日的な社会問題とされている様々な現象を顕在化させています。授業は、そうした変化の動向やその背景について学習するとともに、児童・家庭福祉の基礎構造としての法・制度や理念について学習し、各論としての「児童・家庭福祉制度Ⅱ」へつなげていきます。	2 前	3 0	1	○			○								○

27	○		児童・家庭福祉Ⅱ	近年、家族形態が変化し、それに伴い家庭・家族のもつ意味や役割・機能も変化してきています。これらの変化は、人々の生活のあり方や意識にも影響を与え、血縁関係や地域社会における相互支援体制を弱体化させ、今日社会問題とされているさまざまな現象を顕在化させています。授業は、2年次の「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度Ⅰ」で学習した知識を基礎として、「個人－家庭（家族）－社会」の相互作用の観点から上述の変化や問題、社会福祉の法・制度とその改正の状況を捉えなおし、更に社会福祉援助者としての役割や援助の視点を考察することをねらいとします。	3 前	3 0	1	○			○			○
28	○		貧困に対する支援	市民生活を守る社会保障・社会福祉制度のセーフティネットとして位置づけられている生活保護制度の歴史や全体像を理解するとともに、実践で活かせるように制度の知識や仕組みについて学習します。また、貧困・低所得の問題は社会のさまざまな問題が絡んでいることがあります。生活保護を受給されている方を取り巻く環境や生活の実情にも目を向け、生活保護制度を利用した支援のあり方についても理解を深めていきます。	2 前	3 0	1	○			○			○
29	○		保健医療と福祉	少子高齢社会、地域格差、生活習慣病の増加などを背景として、わが国では保健医療サービスへの国民のニーズが高まり、その内容も複雑化し、医療サービス体系に大きな変化が生まれました。そのため、医療保健に関する制度変更もあり、医療保健施設で行われるサービスの内容も多様化しています。医療施設や医療専門職種間の連携のあり方も大きく変貌しており、これまでの歴史的展開を理解しつつ、それら諸知識の習得を目指します。	1 前	3 0	1	○			○			○
30	○		ソーシャルワーク演習（社会福祉専門）Ⅰ	ソーシャルワーク演習（共通）とともに、ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合化を目指し、さらにソーシャルワークの価値規範に則った倫理的な判断能力を養います。また、高齢者、児童、障害者等、特定の狭い分野のみの視点ではなく、幅広く総合的に支援することについて実践的に理解することを目指します。	1 通	6 0	2			○			○	
31	○		ソーシャルワーク演習（社会福祉専門）Ⅱ	この授業の狙いは、ソーシャルワーク演習（共通）で学習した内容の発展と、集団支援・地域支援の基本的な理解であります。面接技術や、援助過程における注意点等を、体験学習を通し、ソーシャルワーカーとしての力を身につけます。	2 通	6 0	2			○			○	
32	○		ソーシャルワーク実習指導（社会福祉）Ⅰ	ソーシャルワーク実習は教育現場と実践現場を結ぶ「場」として、また社会福祉を総合的に学ぶ「場」として位置づきますが、この授業はこれまで学んだ理論を検証し、社会福祉専門職の自覚を養い、実習効果を上げるための事前学習としての目的を持ちます。ソーシャルワーク実習に向けて、実習前、実習中、実習後の一貫した流れを理解し、それぞれの段階において目的や達成課題について学びます。	1 前	3 0	1			○			○	

33	○		ソーシャルワーク実習指導（社会福祉）Ⅱ	ソーシャルワーク実習は教育現場と実践現場を結ぶ「場」として、また社会福祉を総合的に学ぶ「場」として、設定されています。実習効果が上がるためには、これまで学んだ理論の定着や社会福祉専門職としての自覚が必要であります。そのためには、事前学習でこれまでの学習を復習し、各自が配属実習先の情報収集に努め、実習中は意欲的に現場理解に努め、実習後は報告書の作成や発表を通して、実習の意義と成果を振り返り、社会福祉の知識・理論と実習が一体的な体験となることを目指します。	2通	60	2	○	○	○									
34	○		ソーシャルワーク実習（社会福祉）Ⅰ	講義や演習などで学んだ社会福祉に関する法律・政策などの知識を深めるために、実際の社会福祉施設現場に実習を受け、2年次のソーシャルワーク実習（社会福祉）Ⅱへ繋げていけるようにします。	1前	40	1		○	○	○	○							
35	○		ソーシャルワーク実習（社会福祉）Ⅱ	ソーシャルワーク実習（社会福祉）Ⅱは、これまで講義や演習等で学んだ知識・技術を実際の福祉現場で活用し、理解を一層深めるとともに、社会福祉の各種施設サービスを利用している児童から高齢者まで、また障害者等と直接かかわることにより、将来、ソーシャルワーカーとして福祉専門職を目指す自己の資質を高めていきます。	2後	200	6		○	○	○	○							
36		○ *1	精神医学と精神医療	精神活動には心因だけでなく様々な要素からの影響があり、複雑に絡み合っています。支援に携わる者であれば、基本的な関係までは理解しておくべきでしょう。精神科で扱う代表的な疾患を理解することで、人の精神活動を理解する新たな視点を得ることを目指します。	2通	60	2	○		○		○							
37		○ *1	現代の精神保健の課題と支援	精神保健学とは、広義には精神的健康の保持と増進を目的とする諸活動であり、狭義には精神疾患の予防、治療、リハビリテーションに及びます。より具体的な内容としては精神の健康、ライフサイクル、精神保健と家族・学校教育・就労関係、また、精神保健に関する各論（アルコール・薬物依存症、ホームレス、ひきこもり、ターミナルケア等）、さらに地域精神保健、諸外国の精神保健活動と多岐にわたります。これらを通して精神の健康の重要性を理解することが本講義のめざすところです。	3通	60	2	○		○		○							
38		○ *1	精神保健福祉の原理	「障害者」に対する思想や障害者の社会的立場の変遷から、障害者福祉の基本的枠組み（理念・視点・関係性）について理解し、精神保健福祉士が対象とする「精神障害者」の定義とその障害特性や、精神障害者の生活実態について学びます。また、精神保健福祉士を規定する法律と倫理綱領を把握し、責務や求められる機能、役割を理解すると共に、近年の精神保健福祉の動向を踏まえ精神保健福祉士の職域と業務特性を理解することを目標とします。	2通	60	2	○		○		○							

39	○ * 1	ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅰ	1年時に学んだ「ソーシャルワークの理論と方法」を踏まえ、精神保健福祉士が行うソーシャルワークの対象者や概要について学びます。精神疾患が「五疾病」に加わり、精神疾患に対する世間の認知は進んでいる面もありますが、まだまだ精神疾患や精神障害に対する偏見等、わが国での精神保健分野に関する課題は山積みです。そんな中、精神保健福祉士の活躍の場は、医療・福祉分野に限らず、教育・産業・司法分野等にも広がりを見せています。この科目では、精神保健福祉士が支援の対象とするクライアントの特性や、それを踏まえたソーシャルワークの留意点、支援の展開、チームアプローチの意義等を学び、精神保健福祉士が行うソーシャルワークについて理解を深めることを目指します。	2 後	3 0	1	○			○		○		
40	○ * 1	ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅱ	2年時に学んだ「ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅰ」に引き続き、精神保健福祉士が行うソーシャルワークの対象者や概要について学びます。精神疾患が「五疾病」に加わり、精神疾患に対する世間の認知は進んでいる面もありますが、まだまだ精神疾患や精神障害に対する偏見等、わが国での精神保健分野に関する課題は山積みです。そんな中、精神保健福祉士の活躍の場は、医療・福祉分野に限らず、教育・産業・司法分野等にも広がりを見せています。この科目では、精神保健福祉士の組織運営管理や組織活動の展開、個別支援からソーシャルアクションへの実践展開を学ぶとともに、精神保健福祉分野以外の精神保健福祉士の実践展開を学び、精神保健福祉士が行うソーシャルワークについて理解を深めることを目指します。	3 前	3 0	1	○			○		○		
41	○ * 1	精神障害リハビリテーション論	この科目は精神障害者を対象としたリハビリテーションについて学習します。そして、精神障害者のリハビリテーションに関する基本的な考え方と支援体制の実際について学習し、精神障害者が回復を行っていく上で、欠かせないものは何かについて理解します。また、国家試験合格に向けて、知識を養うようにしていきます。	3 前	3 0	1	○			○			○	
42	○ * 1	精神保健福祉制度論	精神保健福祉士は、専門職としての価値や倫理に基づき、精神保健福祉に関する制度とサービスを熟知し活用して相談援助活動を展開しています。また、制度とサービスは人々により作られ、作り変えられてきた背景があります。本授業では、精神保健福祉士が援助を展開する上で必要不可欠となる制度及びサービス、精神障害者が置かれてきた歴史と今後の課題及び現状等について知識を深めることを目標とします。	2 通	6 0	2	○			○			○	
43	○ * 1	ソーシャルワーク演習(精神専門)Ⅰ	精神保健福祉援助の知識と技術に係わる他の科目との関連性を視野に入れつつ、精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、具体的な相談援助の事例や援助場面を想定したロールプレーなどを用いて、精神保健福祉士に求められる総合的な相談援助の知識及び技術と専門性について習得することを目標とします。	2 後	3 0	1	○			○		○		

49	○ * 1	社会・精神福祉総論Ⅱ	精神保健福祉科の精神保健福祉コースは、3年間で精神保健福祉士と社会福祉士の国家試験科目を履修します。卒業後、指定施設における相談援助業務に従事し、実務経験1年を有することにより国家試験の受験資格を得ます。3年次においては、2年次に引き続き国家試験共通科目及び専門科目の小テストにチャレンジした後、解答・解説を通し重要事項を再認識し知識の定着を図り、在学中から国家試験に合格できる力を身に付けていきます。	3 通	6 0	2	○	○	○	○
50	○ * 1	情報Ⅰ	現在の医療福祉分野では、従来の医学、福祉の技術のみならず急速な発展を遂げているIT技術などの科学技術によって支えられています。この授業では広く利用されている日本語ワープロの操作を演習を通して学び、情報処理に必要な技能の基礎を身につけます。	2 前	3 0	1	○	○	○	○
51	○ * 1	情報Ⅱ	いろいろな業務でパソコンが利用されていますが、その中でも表計算ソフトの利用価値は非常に高いものといえます。このため表計算ソフトの操作をマスターし、活用できることは大変有益です。本科目では、Excelを活用しての名簿作成・編集方法や関数を利用しての集計およびグラフの作成・編集などの操作を習得し、卒業後の業務に活用できる実力を養うことを目的とします。	3 後	3 0	1	○	○	○	○
52	○ * 1	医事会計	医療保険制度、保険診療の流れについて学習します。15回の授業で初診患者のカルテの作成、カルテの内容での料金計算、レセプト作成までの一連の流れを身につけます。2年ごとに改正される医療保険の診療報酬の動きと公費の関係についても学習します。	3 後	3 0	1	○	○	○	○
53	○ * 1	記録の基礎と活用	ソーシャルワーカーの記録は業務の根拠や証拠になるもので適切に記録することが求められています。記録は患者を取り巻く環境について気づきを得たり、疑問に気づくことができます。本授業では国語の基礎力を養い、適切に記録する能力を身に付けます。また、観察したものを適切な言葉で表現し、相手に伝わる文章を構成し作成できることを目指します。	2 前	3 0	1	○	○	○	○
54	○ * 2	ソーシャルスキル論Ⅰ	精神保健福祉科のフィールドワークコースは、3年間で社会福祉士の国家試験科目を習得します。卒業後、指定施設における相談援助業務に従事し、実務経験1年を有することにより国家試験の受験資格を得られます。2年次では特に国家試験共通科目及び専門科目の小テストにチャレンジした後、解答・解説を通し重要事項を再確認していくことで、在学中から国家試験に合格できる力を身に付けていきます。	2 通	6 0	2	○	○	○	○

61		○ * 2	フィールドワーク演習Ⅱ	フィールドワーク演習Ⅱは2年次のフィールドワーク演習Ⅰの学びと体験を活かし、実際の畑で作物を作り、農作業について体験するフィールドワークⅡに向けての事前に準備する科目である。フィールドワークを行う際に必要な知識及び技術など基礎的なことについて習得すると共に、畑を総合的に管理する姿勢を培うことを目標とします。	3通	60	1		○	○	○									
62		○ * 2	フィールドワークⅠ	フィールドワークⅠは作物を土づくりから収穫までの過程を実際の畑で農作業を体験する。フィールドワークを行う際にソーシャルワークの視点を持ちながら、必要な知識及び技術など基礎的なことについて習得することを目標とします。	2通	170	5		○		○	○	○	○						
63		○ * 2	フィールドワークⅡ	フィールドワークⅡは作物を土づくりから収穫までの過程を実際の畑で農作業を体験すると共に、畑の総合的管理について学びます。フィールドワークを行う際にソーシャルワークの視点を持ちながら、必要な知識及び技術など基礎的なことについて習得することを目標とします。	3前	210	7		○		○	○	○	○						
64		○ * 2	農業の現状と課題	農業は、作物や家畜という生物の営みを利用して人間に有用な生産物を得る生命産業であります。農業は、工業生産とは異なる農業生産の特質を正しく理解する必要があります。このため、本講義では、作物を健全に栽培し、生産能力を高めるために必要となる基本的・本質的な知識を身に付けることを目的とします。また、農業における課題についても触れ、理解を深めていきます。	3通	60	2		○		○			○						
65		○ * 2	食品流通の仕組み	食生活の変化は所得の増加、産業の整備（流通、販売分野）、食に対する意識の変化などによって引き起こされます。日常的な食生活に対して、なぜそうなっているのかを振り返りながら、生産と流通、販売、消費場面の現状について考え、食品流通の仕組みに関する知識の習得を目指します。	3通	60	2		○		○			○						
66	○		社会福祉総論	精神保健福祉科は卒業後、指定施設における相談援助業務に従事し、実務経験1年を有することにより国家試験の受験資格を得られます。1年次では、社会福祉士専門科目、精神保健福祉士・社会福祉士の共通科目の小テストにチャレンジし、解答・解説を通し重要ポイントを再確認することで国家試験に合格できる力を身に付けていきます。	1通	15	1		○		○		○							
67	○		カウンセリングの実際	カウンセリングとは言語を中心としたコミュニケーションを通じて、心理的・精神的な不調にある人を支援する技術のことです。ですが、全てのコミュニケーションが支援になるわけではありません。その違いがどこから来るものなのか、実際の体験を通じて学びます。また、自分自身を知るための様々なワーク、活動も行います。	1後	30	1		○		○			○						

68	○		手話	聴覚障害者の言語である「手話」の基本を学びます。外見では分かりにくい聴覚障害についての理解を深めながら、実際に聴覚障害者と接した時に適切な対応ができ、且つ積極的なコミュニケーションをとるための方法を学びます。	1 後	30	1	○	○	○
69	○		介護技術	尊厳を保持し、その人の自立（自律）を尊重し、「その人らしい生活」を支える基本的な考えを講義、実技演習から学んでいきます。実技演習では実践を通し介護技術の原則（根拠・支援方法・留意点）を意識した生活支援技術を習得していきます。	1 後	30	1	○	○	○
70	○		接遇マナー	1年生ということでもまだ社会人になるまでは期間がありますが、学生生活を円滑に過ごすためにも社会人になるための一般常識を知ってもらいます。	1 前	15	1	○	○	○
合計					70	科目	2630 単位（単位時間）			

【科目選択について】

2年への進級時に、学生の希望により*1もしくは*2の科目群を選択し履修する。

*1 : 社会福祉士および精神保健福祉士の国家試験受験資格（要実務経験）に対応する選択科目

*2 : 社会福祉士の国家試験受験資格（要実務経験）に対応する選択科目

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	校長は教育課程に定める各学年の履修すべき科目のすべてを修得した者に対して、学年の進級及び課程の修了を認定する。 所定の修業年限以上在学し、課程を修了した者には、卒業証書を授与する。	1学年の学期区分	2期
履修方法：	該当する科目の出席率80%以上を以って履修とし、評価は定期試験、または実習・演習などの成績ならびに平素の学習活動全般から得られる評価資料（レポート等）に基づいて総合的に行う。科目の成績の総合評価は100点法をもって行う。 科目の評定は総合評価に基づいて秀・優・良・可・不可の5段階。	1学期の授業期間	20週

（留意事項）

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。